慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	保険金受取人の介入権に関する一考察： 保険実務からみた介入権に関する保険法上の解釈問題
Sub Title	A study on the intervention right of insurance beneficiary : issues in the interpretation of intervention right in the insurance law from the perspective of insurance business practice
Author	李, 鳴(Li, Ming)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科
Publication year	2011
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.88, (2011. 3) ,p.37- 72
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-00000088-0037

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

保険金受取人の介入権に関する一考察

——保険実務からみた介入権に関する保険法上の解釈問題

李　鳴

一　はじめに
二　解除権者および実務上の取扱いについて
(一)　保険法上の定め
(二)　保険実務上の取扱い
三　介入権の対象となる保険契約について
(一)　生死混合保険契約の場合
(二)　無解約返戻金型の死亡保険契約の場合
(三)　傷害疾病定額保険契約の場合
(四)　主契約・特約の組合せ契約の場合
(五)　年金支払開始を迎える保険契約の場合
(六)　失効中の保険契約の場合
四　介入権者の範囲について
(一)　介入権者が複数存在する場合
(二)　解除効力停止期間中に保険金受取人が変更された場合
(三)　受取人が内縁の配偶者である場合
五　介入権の行使に関する保険実務の対応について
(一)　介入権者が解除通知を知る機会の確保
(二)　介入権者から保険者に対する通知方式
(三)　介入権行使の確認
六　おわりに

一　はじめに

五〇年前に大森博士は「生命保険契約における受取人その他契約者の被養者の利益と契約者の債権者の利益との衝突を、いかにして調和的に解決するかは、実に生命保険契約法上の“Schicksalsfrage”（宿命的課題――筆者注）と称せられて来たところの困難な問題である。」と述べていた。[1] 保険法は、その長年にわたる課題を解決し、遺族等に対する死亡保険契約等の生活保障的機能を維持するという観点から、第三者のためにする生命保険契約等において保険金受取人の介入権制度を創設した（保険法（以下「法」という。）六〇条～六二条・八九条～九一条）。

介入権制度に関する立法の趣旨は、利害関係者間の利益を調整しつつ、死亡保険契約等を可能な限り存続させることにより、遺族等である保険金受取人に対する死亡保険契約等の生活保障的機能を維持することにあると考える。[2]

保険法に定められている介入権制度は、保険金受取人と保険契約者の債権者等をはじめとする諸関係者との利害関係を調整する立法措置として重要な意義を有し、学問的に大いに注目され、保険実務にも大きな影響を及ぼしている。

しかし、保険法の規定は、介入権制度の基本的な仕組みに関する規律を設けるにとどまるため、条文上少なからぬ不透明な点が存在し、保険実務上も対応に戸惑うところがある。

筆者は保険実務に関係しているので、本稿においては、保険実務の観点から介入権に関する法律上の解釈問題を取り上げ、保険会社の実務がどのように取り扱っているか、そして解釈論上どのような見解があるかを考察し、介入権制度の趣旨等に照らしながら、保険実務にかかる不透明な点に絞ってその解明を試みたい。

二　解除権者および実務上の取扱いについて

㈠　保険法上の定め

保険法は「差押債権者、破産管財人その他の死亡保険契約／傷害疾病定額保険契約（略）の当事者以外の者で当該死亡保険契約／当該傷害疾病定額保険契約の解除をすることができるもの」を「解除権者」と定義している（法六〇条・八九条一項本文前段）。条文上、解除権者の典型例として差押債権者と破産管財人が挙げられているが、「その他」を含め、一般に以下に掲げる者等が解除権者に該当するものと解される。[3]

1　差押債権者

保険契約者の債権者は、解約返戻金請求権を差押えた場合には、取立権に基づき保険契約の解除をすることができる。

具体的な手続きとしては、債権者が裁判所に差押命令の申立てを行ない（民事執行法（以下「民執」という。）一四四条）、裁判所が発令した差押命令が第三債務者である保険者に到達された場合には（民執一四五条・一四六条）、その後一週間を経過した時点で当該債権者は取立権を取得することになる（民執一五五条一項本文）。取立権を取得した債権者は、契約解除に伴い保険契約者が取得する解約返戻金請求権等を現金化させるために、当該保険契約の解除を行なうことができる。

2　破産管財人・再生手続・更正手続における管財人

保険契約者が、破産手続開始または再生手続開始（ただし、管理命令が発令された場合に限る――民事再生法（以下「民再」という。）六四条）もしくは更生手続開始の決定を受けた場合には、保険契約者の権利は破産等財産団に属するこ

ととなるため、保険契約者の財産管理処分権は、破産管財人または再生手続における管財人もしくは更生手続における管財人（以下、あわせて「破産管財人等」という。）に専属する（破産法（以下「破」という。）七八条一項、民再六六条、会社更生法（以下「会更」という。）七二条一項）ことから、これらの者は、保険契約を解除することができる（破五三条一項等）。

3　質権者

保険契約者が解約返戻金請求権を質権の目的とした場合には、保険契約者から質権の設定を受けた質権者は、質権の実効としての取立権（民法（以下「民」という。）三六六条一項）に基づき、保険契約を解除することができる。

4　債権者代位権を行使する者

保険契約者の債権者は、債権者代位権（民四二三条）に基づき、保険契約者の任意解除権（法五四条・八三条）を代位行使して保険契約を解除することもできる。

㈡　保険実務上の取扱い

保険実務上は、通常保険契約者以外の解除権者として次の者のみからの解約請求に応じているので、それぞれの取扱いを紹介する。

1　税徴収機関

国税局、税務署、社会保険事務所、市役所等の税徴収機関が解除権者として、滞納国税、地方税および滞納処分費を徴収するために国税徴収法第五章（滞納処分）またはその例による処分の規定（地方税法三三一条六項等）に基づき保険契約の解除権を行使する事案が極めて多い（全体の約七割）。この滞納処分による差押えの通知は「差押通知書」または「債権差押通知書」という形で保険会社（第三債務者）に直接送達される。滞納者である保険契約者に対して

は、別途差押調書の謄本が交付される。

差押えの対象は、解約返戻金請求権のみでなく、生命保険にかかわる各種支払請求権を差し押さえることが多い（このような差押えを「包括的差押え」という）。「財産目録」または「差押債権」欄において、保険契約者（滞納者、債権者）が保険会社（第三債務者）に対して有する特定の生命保険に基づく保険金（満期保険金、配当金、祝金を含む）の支払請求権、解約返戻金などの請求内容が明記される。

また、保険契約者の滞納税金額等が差押えの対象となる支払請求金額を下回るかどうかを問わず、保険会社から保険契約者または保険金受取人に支払うべき金額はいったん税徴収機関に全額支払われ（国税徴収法六三条、六七条一項）、税徴収機関はそこから滞納税等を控除した後、残額がある場合には、保険契約者または保険金受取人に返還するという取扱いを採っている。

2　民間の債権者

民間の債権者が解除権者として、債権の回収をするために解除権を行使することがある。この差押えは、裁判所経由で「債権差押命令」または「仮差押決定」という形で債務者である保険契約者および第三債務者である保険会社に送達される（民執一四五条三項）。「債権差押命令」は強制執行力を有するのに対し、「仮差押決定」は将来の強制執行を保全する目的で実施され、強制執行力はないものである。

差押えの対象は、解約返戻金支払請求権と明確に指定されるが、保険実務上、配当金、預り金、祝金未払額等解約返戻金以外の精算額もそれに含まれる。差押債権者の有する債権額が解約返戻金額等より少ない場合がある。民事執行法では差押債権者がその債権および執行費用の額を超えて支払いを受けることができないとされているから（民執一五五条二項）、「差押債権目録」の但書において、債務者（保険契約者）が第三債務者（保険会社）に対して有する、生命保険契約の解約返戻金支払請求額にして頭書金額に満つるまでとしている。したがって、保険会社は解除権者に

支払う場合において、解約返戻金等のうち請求された金額を保険契約者の債権者に支払い、その残額があるときは保険契約者に支払うという取扱いを採っている。

3　破産管財人等

保険契約者が経済的に窮境に陥って支払不能などの原因により破産手続開始または再生手続開始もしくは更生手続開始の決定を受けた場合において、裁判所または破産管財人等から、保険会社に「破産手続開始決定通知書」等が送付される。保険会社はそれを受けると、保険契約者の保有するすべての契約について保全することとする。破産管財人等は、解約返戻金請求権等を換価して破産財団の増殖または保険契約者の経済生活の再生、事業の再生・事業の維持更生のために解除権者として保険契約を解約することがある。この場合には、解約返戻金等は、保険会社から全額保険管財人等に支払われることとなる。

4　質権者

質権は、保険契約者（債務者）、保険契約者の債権者、被保険者および死亡保険金受取人が保険契約者の債務を担保する目的で、通常解約返戻金請求権を含む保険契約に基づくすべての請求権（ただし、被保険者が受取人として有する請求権等を除く）に、債権者を質権者とする第一順位の質権を設定し、保険会社がそれを承諾のうえ、保険証券に質権設定承諾の旨を裏書するものである。かかる手続は、一般に保険会社へ所定の質権設定契約書・質権設定承認請求書・保険契約解約権の代理兼付与通知書、または質権設定承諾依頼書・質権設定約定書を送付することによって行われる。

保険契約者の債務不履行などにより、質権者は解除権者として、質権を実行（保険契約を解約）することがある。この場合には、質権者は被担保債務の残額にかかわらず、保険会社に対し解約返戻金等全額を請求することができる。質権者は保険会社から支払われた金額を限度として債務の弁済に充当し、充当してなお残額があるときは、その残額

を保険契約者等に支払うという取扱いを採っている。質権設定契約の解約手続が裁判外の請求であるため、保険会社は他の場合より慎重に取扱っている。実際に解約となった場合には、トラブルを回避するために解約手続がなるべく保険契約者からなされるように誘導している。

債権者代位権に基づく解除権者による解約返戻金請求権の行使は、実務上まずみられない。第三債務者である保険会社の立場で考えると、裁判外の債権者代位等の請求に応じるには、要件とされる代位債権（債権者の保険契約者に対する債権）の存在と履行期にあること（民四二三条二項）および債務者の無資力を自らの判断で見極めなければならず、この判断を誤ると二重払いのリスクを負うことになる。このため、保険会社はかりに債権者から代位権に基づく請求があったとしても、裁判外での代位請求に対しては支払いを拒み（保険契約者からの同意書がある場合を除く。）、訴訟の提起を待ってその結果に従い処理するとの対応を採っている。[4]

三　介入権の対象となる保険契約について

㈠　生死混合保険契約の場合

1　保険法上の定め

保険法では、介入権の対象となる保険契約は「死亡保険契約」または「傷害疾病定額保険契約」であって、生存保険契約は介入権の対象となる保険契約に該当しないことが前提とされている（法六〇条一項・八九条一項）。この規律の立法趣旨は、次のように説明されている。[5]

死亡保険契約および傷害疾病定額保険契約は、保険期間が長期に及ぶことがあり、いったん解約されると、被保険者の年齢や健康状態によっては新たに保険契約を締結することができない場合があることから、従前の契約を継続する必要性が高い。(6)

これに対し、生存保険契約は一定の時点における被保険者の生存を保険事故とするものであり、必ずしも被保険者の死亡に備えて締結されるわけではなく、生活保障の役割が期待されているとまではいえない。(7)

また、介入権制度によって解除権者の早期債権回収に制約を課せられることになるから、介入権行使の対象となる保険契約は必要最小限度のものとすべきというような観点から、生活保障的機能が弱い純粋な生存保険契約は介入権行使の対象とされていない。(8)

2　問題の所在

しかしながら、保険商品は、実際には通常死亡保険と生存保険とが一体となり両者の性質を有するように設計されている、いわゆる生死混合保険契約がほとんどである。保険法は、生死混合保険契約が介入権の対象と認められるかどうかについて何も定めていない。そのため、一つの契約で介入権の規律の対象となる死亡保険契約または傷害疾病定額保険契約とその対象外である生存保険契約の性質を併せ持つ生死混合保険契約について、介入権の規律の適用可否が問題となりうる。

たとえば、法六二条に関して、養老保険において、死亡保険金受取人と保険契約者が異なり、保険契約者の債権者、破産管財人等（以下、あわせて「保険契約者の差押債権者等」または「差押債権者等」という。）が解除の通知をした後、解除効力停止期間（解除通知到達時から解除の効力が生じないこととなるまでの一ヶ月の期間）中に満期が到来した場合に、通知日における支払金相当額を差押債権者等に支払う必要があるかという問題である。立法趣旨に従えば、確かにこの場合の保険事故は「満期における被保険者の生存」で、死亡保険契約の保険事故には当たらないから、法六二条は

適用されないと解釈される可能性がある。

3　保険実務上の取扱い

保険実務上は、生死混合商品を介入権の適用対象契約としている。設例のような養老保険で解除権者が解除の通知をした後、解除効力停止期間中に保険事故（満期の到来）が発生した場合、解除権者に対して満期保険金の額の限度で、通知日における支払金相当額を支払い、残りの保険給付を満期保険金受取人（通常、保険契約者）に対して行なう取扱いを採っている。

4　先行研究

先行研究上も以下に示すような観点から、生死混合保険契約は死亡保険契約の性質を有する以上、契約全体として介入権の規律の適用対象となるものと解されている。[9]

①解除権の効力の発生を停止しない限りは、死亡保険契約の保険金受取人に対する生活保障的機能を維持しようとする介入権制度の趣旨が図れない。

②生死混合保険における死亡保険と生存保険とは不可分一体のものであって、それぞれ独立しては存在しえない。養老保険の例で言えば、解約返戻金請求権と満期保険金請求権は両方とも差し押さえられることがあるが、両方を取り立てることはできない。どちらか一方が実現すればもう一方は消滅してしまう。

③生存保険の部分が介入権の行使対象とされなければ、解除効力停止期間中に保険事故が発生したことによって解除権者が不利益を被ることを防止し、解除権者と保険金受取人との利害調整を図るという法六二条の趣旨に反する。養老保険の例で言えば、解除権者が解約返戻金等の請求権を失う一方で、満期保険金受取人が保険金を受領するのは公平性を欠くことになってしまう。

なお、ドイツ法の介入権では、適用されるのは「保険料積立金の存し得る保険契約であって、被養者の経済生活に

対する配慮を目的とする保険に限られる。故に、死亡保険及び生死混合保険については介入制度が適用されるが、純然たる生存保険にはその適用はない」と解釈されている。[10]

筆者も、保険実務の対応、先行研究の解釈ともに妥当と考える。

(二)　無解約返戻金型の死亡保険契約の場合

1　保険法上の定め

保険法では、介入権の対象となる保険契約は「保険料積立金があるものに限る。」と定められている（法六〇条・八九条一項本文前段括弧書）。この規律の立法趣旨は、次のように説明されている。[11]

保険料積立金があるのは保険料の計算方法として平準保険料方式を採用した保険契約であり、平準保険料方式を採用した保険契約は一般に保険期間が長期の契約である。そのため、いったん解約されると、被保険者の健康状態や年齢等によっては、従前と同様な条件で再加入が困難な場合があり、かりに同様の条件での再加入ができるとしても、保険料が従前に比して高額となったりすることがある。したがって、保険料積立金がある保険契約を継続することは、保険金受取人の生活保障が強く必要とされるからである。

2　問題の所在

保険料積立金がある場合には、通常解約返戻金がある。しかし近年、保険会社の中では、保険料を引き下げるために解約返戻金のない商品が設計されている。[12] したがって、例外的に保険料積立金があっても解約返戻金が生じない死亡保険契約等（特約を含む）もある。保険法では無解約返戻金型の死亡保険について特に除外されていない。そこで、無解約返戻金型の死亡保険契約が介入権の対象となる保険契約に該当すべきかが問題となりうる。

3　保険実務上の取扱い

保険実務上は、解約返戻金がなくても他の精算額があるから、無解約返戻金型の死亡保険契約も介入権適用の対象契約として取り扱っている。

4　先行研究

先行研究上は、次のような見解がある。

無解約返戻金型のような保険契約を「解除権者が積極的に解除することは想定できないが、他の死亡保険契約等と一括して解除されることはありうる。この場合には、このような死亡保険契約等も介入権の対象になる」[13]。

解除権者が死亡保険契約等を解除するのは、解約返戻金請求権による債権回収を目的としているから、解除返戻金からの回収が期待できる場合であり、解約返戻金がない死亡保険契約は、解除権者が解除しても、弁済を受けられず、解除する意味がなく、介入権を認める理由はない[14]。

そもそも保険料積立金がない契約は解約返戻金もないため、そのような契約を差押債権者等が解除することは、権利の濫用とされる余地がある[15]。

5　私見

私見としては、無解約返戻金型の死亡保険契約を一律に介入権の対象外とすることは妥当ではないと考える。その理由は以下のように整理しうる。

解除権者等は通常、無解約返戻金型商品かどうかについての知識がない。そして、解約返戻金がないからといって、必ずしも保険料積立金がないとは言い切れない。むしろ無解約返戻金型であっても保険料積立金は存在するのが一般的である[16]。また、保険法で定められる「保険者が解除権者に対して支払うべき金額」には、通知日に算出された解約返戻金相当額のみでなく、配当金、特別配当金、保険料精算額、転換価格残額、預り金、祝金未支払額等も含まれる。

そのうち、特別配当金、転換価格残額等については、解約しない限り取り立てることができない。さらに、解除の効力を阻止するために解除権者に通知日における支払金相当額を支払うから、解除権者に何の不利益も及ぼさなく、逆に解除権者の債権の回収に有利になる。

以上から、解除権者に対し通知日における支払うべき金額がある無解約返戻金型の死亡保険契約も介入権の規律の対象となると解することが相当であると考える。

㈢　傷害疾病定額保険契約の場合

1　保険法上の定め

法九一条一項の傷害疾病定額保険契約は、基本的には法六二条一項と同様に規定されているが、「当該保険給付を行なうことにより傷害疾病定額保険契約が終了することとなるとき」に限定されているところが法六二条一項と異なる。その趣旨は、傷害疾病定額保険契約は、給付事由が生じた場合であっても被保険者が生存している限り当然には終了せず、介入権が行使されなければ、解除権者は後日解除の効力が発生することにより支払われるべき金額を受けることができることから、保険給付の全部または一部を解除権者に支払うこととして解除権者の利益を保護する必要はないと説明されている。(17)

2　問題の所在

しかしながら、解除効力停止期間中に給付事由の発生に伴って保険金が給付金受取人に支払われることにより、解除権者は後日解除の効力発生日において通知日における支払金相当額全額を受領することができなくなることなどがある。ここに問題が生じうる。

3　保険実務上の取扱い

実務上は、まだ明らかではない部分があるが、死亡保険契約か傷害疾病定額保険契約を問わず、また給付金等の支払いにより保険契約が終了するか否かを問わず、解除効力停止期間中に支払事由が発生した場合において、一律に通知日における支払金相当額の限度で、かかる給付金等を解除権者に支払っている。保険給付を行なうことにより終了しない保険契約については、後日解除効力発生日に支払うべき金額の残額があれば、さらにそれを解除権者に支払うという二重事務の取扱いを採る保険会社が多い。

4　先行研究

先行研究上において、傷害疾病定額保険契約については、解除効力停止期間中に給付金受取人に対する給付金の支払いにより解除権に経済的不利益が生ずることとなる（すなわち、かかる支払いによって解約返戻金額が減少してしまう）ため、例外的に立法の趣旨が妥当しないこととし、たとえ保険給付を行なうことにより保険契約が終了しない場合であっても、法九一条一項の規定の趣旨が及ぶことから、同規定が適用されるものと解すべきであるという見解がある。[18]

具体的な取扱方法としては、たとえば、祝金の支払事由が解除の効力発生前に生じた場合において、祝金の額が通知時の解約返戻金等を上回るときは、その支払いによって解除の目的は達成されるため、かりにその後に解除の効力発生日が到来したとしても、もはや解除の効力は発生せず、保険契約は存続する。これに対し、祝金の額が通知時の解約返戻金等の金額に満たない場合には、解除権者に対して祝金相当額が支払われた後、介入権が行使されていなければ、解除の効力発生日に保険契約は終了するため、その時点での解約返戻金等の金額からさらに解除権者に対する支払いがなされることとなる。

5　私見

私見としては、傷害疾病定額保険契約（保険契約者と被保険者が異なる場合）について、解除効力停止期間中におけ

る給付金の支払いにより、必ずしも解除権者に経済的不利益が生じるわけではないと考える。たとえば、医療保険における入院給付金、手術給付金の支払いは、解約返戻金額等の精算とは全く関係がない。よって、このような場合には、かかる給付金を給付金受取人（通常、被保険者）に支払ってもよい。かりに解除効力停止期間中に給付金受取人に給付金が支払われなくとも、解除効力が生じた場合に、それが通知日における解約返戻金等精算額に含まれないことから、解除権者には支払われないものと考える。

また、祝金のような給付金について、その支払いによって通知日における解約返戻金等に影響を及ぼすことになるから、解除効力停止期間中に給付金受取人に支払うべきではないとの見解に賛成する。しかし、支払いによって終了しない保険契約に対する二重の事務処理は、保険実務の観点からみれば必ずしも合理的ではない。そもそも通知日における支払金相当額には、将来に向けて発生する祝金のような給付金も含まれていることから、解除効力停止期間中にそれを支払う必要はなく、介入権が行使されずに解除効力が生じた場合に、他の金額と合わせて解除権者に支払えば足りるものと考える。

㈣　主契約・特約の組合せ契約の場合

1　問題の所在

通常の保険商品は、主契約と特約の組合せ保険として設計されている[19]。主契約が死亡保険で特約が生存保険である場合もあれば（たとえば、生存給付金特約付定期保険、お祝金特約付子供保険）、主契約が生存保険で特約が傷害保険疾病定額保険の場合もあり（たとえば、災害保険給付金特約付年金）、また、主契約が死亡保険で特約が傷害保険疾病定額保険という組合せ契約（たとえば、高度障害保険特約、傷害特約、入院給付金特約付など終身保険）が一般的である。

保険法により生存保険が介入権の対象保険に該当しないから、主契約が生存保険契約で特約が傷害疾病定額保険契

約のような組合せ契約について、傷害疾病定額保険特約だけ残し、また主契約が死亡保険で特約が傷害疾病定額特約のような組合せ契約について、主契約の保険金受取人に介入権行使の意思がない場合にせめて傷害疾病定額特約だけ残したいといったケースが考えられる。保険法は、特約のみに対し介入権の行使を認めるような定めを設けていない。そこで、介入権の規律の特約への適用可否に問題が生じうる。

理論的には、主契約と特約を分割してそれぞれ介入権の行使を認めることも考えられないことはないが[20]、一般には、約款で特約のみの存続は認められない。主契約が生存保険契約で、特約が傷害疾病定額保険契約であるような場合、主契約に対する解除権者の解除は直ちに効力を生じ、その結果、特約は法八九条一項の適用の余地なく消滅することとなる。また、主契約が死亡保険契約で法六〇条一項の適用があるとしても、主契約の保険金受取人に介入権行使の意思がなければ、かりに特約部分のみ介入権を行使しても、解除効力停止期間経過後には主契約は消滅し、特約もそれに伴い消滅することとなる[21]。

2　保険実務上の取扱い

実務上は、特約と主契約を併せた保険契約について、全体を介入権の適用対象として取り扱い、主契約と特約を分割してそれぞれ介入権を行使することは認めない。

3　先行研究

先行研究には、主契約が生存保険で特約が傷害疾病定額保険の組合せ契約について、次のような見解がある。

「主契約が生存保険である以上、条文上、解除権の効力の発生は停止されず、介入権を行使する余地はないというほかない[22]」。

「特約の保険金受取人に主契約への介入権行使を認めることは、解除の効力発生に関して差押債権者等に想定外の不利益を強いることにもなりかねず、（法）六〇条の強行規定性に反する[23]」懸念があるとするものの、「このように考

えても、主契約に対する解除の効力発生が一ヶ月経過後であり、主契約部分の支払金相当額が差押債権者等に支払われる点に変わりはなく、差押債権者等に特段の不利益を与えることはない[24]」としている。

4　私見

介入権制度の趣旨を踏まえれば、死亡保険または傷害疾病定額保険が存在する以上、主契約か特約かを問わず、介入権者としての要件を満たした傷害疾病定額保険特約の保険金受取人も保護する必要性は否定できない。したがって、傷害疾病定額保険の特約が付加されている場合には、主契約が死亡保険契約であるときはもちろんのこと、主契約が生存保険契約のときにも、特約と主契約を併せた保険契約全体について法六〇条の適用が許されるものであると考える。

㈤　年金支払開始を迎える保険契約の場合

1　保険実務上の取扱い

個人年金保険契約において、年金開始前に被保険者が死亡したときは死亡保険金が支払われるので、実務上、生死混合保険として介入権の対象とされている。ただ、解除効力停止期間中に年金支払の開始日を迎える契約については、約款による解約の制限がある。これは「被保険者の死期が近づいた保険契約者が、期待される年金支払総額よりも高額となる解約返戻金の請求をすることを防止するため[25]」、一般的に約款には保険契約者は年金開始後に保険契約を解除できない旨の規定を設けている。したがって、保険実務上、このような場合は、介入権に関する規定が適用されないものとし、原則どおり解除通知が保険者に到達した時点で解除の効力が発生し、解約返戻金が直ちに解除権者に支払われる。

2　先行研究

一方、解除効力停止期間中に年金開始日が到来し、年金開始後には保険契約者の解除権が認められていない契約であっても、生死混合保険契約と同様に、年金開始日に年金原資（保険者が年金受取人に給付すべき年金総額の現価価格）をもとに解除権者に対する支払いを行なうことによって保険契約が終了することも、保険法の趣旨に反しない限り可能であろうとされる見解がある。[26]

3　私見

しかしながら、解除権者が契約解除できるのは、まずかかる保険契約者が解約返戻金請求権を有することを前提としなければならない。上述の理由により約款には保険契約者に対する解約の制限がある以上、そもそも解約返戻金請求権が存在しない。解除権者に対して年金原資をもとにする金額が支払われることは、理論的に成り立たないのみでなく、他の保険契約者との公平性の観点からも認めがたいと考える。

㈥　失効中の保険契約の場合

1　定義

失効とは、保険料が払い込まれないままで猶予期間（約款上、保険料の払込期月の翌月一日から末日までとされているのが通例である。）が経過し、保険契約の効力が失われることをいい、この場合には、保険契約者は失効返戻金を請求することができる。保険契約者は、失効した保険契約について失効返戻金を請求したことがないのであれば、所定の手続きに従い、保険契約の復活を請求することができるものとされている。[27] 復活とは失効した生命保険契約について、失効してから一定期間内（約款上、失効日から三年以内とされているのが通例である――筆者注）において、保険契約者が未払保険料を支払うことなど、一定の要件のもとに、その効力を失効前の状態に回復させることをいう。[28]

失効返戻金は、解約返戻金と同様に保険契約者の支払った保険料の一部を原資とし、保険契約が中途で効力が消滅したときに保険者から保険契約者に対して支払われる金銭であり、実務上行われている包括的差押えの効力は、失効返還金請求権にも及んでいるため、保険者は保険契約者の差押債権者等に失効返還金を支払う現状にある。

2　問題の所在

失効、復活とも「保険法上の制度ではなく約款によって認められているものであり、介入権との関係でどのような取扱いがされるかは、解釈に委ねられている」[28]。そこで、解除されようとする死亡保険契約等が通知を受けた時点で既に失効しているか、または解除効力停止期間中に失効となったときは、介入権の対象契約となるかどうかが問題となりうる。

3　保険実務上の取扱い

実務上は、解約請求の到着日において契約状態が失効中の契約および解除効力停止期間中において失効となった契約について、介入権の対象契約とする会社もあれば、介入権の対象契約としない会社もある。

4　先行研究

先行研究上には「死亡保険契約等は失効により消滅しているため、介入権の行使により存続させるべき保険契約が存在せず、理論的には介入権の行使は認められないもの」であるが、「介入権者としては、保険契約者に代わって未払保険料を支払うなどして死亡保険契約等を復活させた上で、介入権を行使するほかない」という見解がある[30]。

5　私見

私見としては、復活可能性のある失効中の保険契約も介入権の対象契約とすることが考えられる。その理由は、以下のように整理できる。

介入権の行使ができる旨の連絡を受けたが、その後、解除効力停止期間中に失効となった保険契約について、失効

となった事実を知らなかった介入権者が介入権を行使した場合、その効果が認められないとすると問題が生ずる。保険会社は解除権者に対し通知日における支払金相当額を支払わなければならない。しかるに、解除権者が介入権者からその金額を既に支払われたのにもかかわらず、さらに同額の金額を支払われると、不当利得となるため、介入権者に対し介入権者が支払った金額を返還しなければならない。場合によっては、関係者間で不当利得返還請求権を巡る新たなトラブルが生じてしまう恐れがある。

また、実務上、保険料は口座振替により支払われることが多い。システム上失効状態が確認できるのは、失効して数日後になるのが通常である。そのため、解除効力停止期間が経過した後に、はじめてかかる保険契約が失効した事実が判明することがありうる。これにより、保険会社はいったん行使された介入権を無効として、解除権者に失効返戻金等を支払わなければならず、さらに失効日から支払う日までの遅延利息も負担することになる。

加えて、解除効力停止期間中に失効中の契約を復活させた上で、介入権の行使が認められるという見解の実効性に疑問がある。なぜなら、未払保険料を払ったからといって、必ずしも復活できるわけではなく、被保険者に対する再診査を要することなどにより、解除効力停止期間内に復活の手続きが完了できない場合も考えられるからである。死亡保険契約等を復活させた上での介入権が行使されないうちに解除効力停止期間が満了した場合には、死亡保険契約等は確定的に消滅し介入権の行使ができないことはもちろんのこと、復活手続もできなくなると考えられる。

さらに、介入権の規律の立法過程において、死亡保険契約等を可能な限り存続させるという趣旨から、解除効力発生後の規律の設置案（保険契約の解除がされた後であっても、保険金受取人であった者は、一定の要件のもとに契約の復活を求めることによって契約の解除がされなかったものとみなす案）が検討されていた[31]。その経緯に鑑み、保険法は死亡保険契約等が失効していない場合も失効している場合も、等しく一ヶ月間の解除効力停止期間を介入権の行使可能な期間とする解釈ができないだろうか。

以上より、復活可能性のある失効中の保険契約について、約款上一定の期間内における復活が認められている以上、保険金受取人に介入権者の介入権行使の機会を与える方がより合理的であると思われ、再考の余地があると考える。

四　介入権者の範囲について

㈠　介入権者が複数存在する場合

1　問題の所在

保険法は、介入権者を「保険金受取人（前項に規定する通知の時において、保険契約者である者を除き、保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る）」としている（法六〇条・八九条二項本文前段）。しかし、介入権者の要件を満たす保険金受取人が複数存在する場合の取扱いについて、保険法は特に定めていない。

介入権者が複数存在する場合としては、同一の保険給付請求権に対し保険金受取人が複数いる場合と、二つ以上の保険給付請求権が競合するときに保険金受取人が複数いる場合に大別することができる。

2　同一の保険給付請求権に対し保険金受取人が複数存在する場合

(1)　保険実務上の取扱い

保険実務上は、保険金受取人が複数存在する場合には、法により解除効力停止期間中に介入権者の適格要件（①保険金受取人であること、②保険契約者ではないこと、③保険契約者か被保険者の親族または被保険者であること）および介入権の行使要件（①保険契約者の同意を得たこと、②解除権者に支払うべき金額を支払ったこと）を満たした者から、介入権を行使した旨の通知を受領すれば、先着者を介入権者として認識して手続を受理するという取扱いを採っている。

(2) 先行研究

先行研究上も、保険実務上の取扱いと同様な解釈をしている。[32] 筆者は保険実務の対応も先行研究の見解も妥当と考え、先行研究の理論構成を以下のとおり整理する。

同一の保険給付請求権に対し保険金受取人が複数存在する場合に、保険金受取人全員共同で介入権を行使しなければならないと定めると、介入権の行使に制限された期間内に全員所定の手続きを済ますことが困難な場合に、保険金受取人の生活保障等という介入権の趣旨を十分に実現できない可能性がある。介入権の趣旨を生かすためには、保険金受取人のうち一部の者が単独で保険契約全体について介入権を行使できると解することが相当である。この場合には、当然に解除権者に支払相当額の全部を支払うことが必要になる。

また、複数の介入権者が別々に介入権を行使することも考えられるが、この場合において、最初に介入権の適格要件を満たした者（保険契約者の同意を得て、解除効力停止期間内に解除権者に支払うべき金額を支払い、保険者にその旨を通知した者）の介入権行使が有効になると解される。

複数の保険金受取人のうち一部の者が介入権を行使した場合において、保険契約者が保険金受取人をその者のみに変更したときを除き、他の保険金受取人もそれにより受取人としての地位が存続する。この場合は、介入権を行使した保険金受取人から介入権を行使しなかった保険金受取人に対し、受取割合に応じた支払金相当額の負担を求めることができる。さもなければ、存続した保険契約につき「保険事故が発生し、介入権を行使しなかった保険金受取人に保険給付が行われた場合には、少なくともその受取割合に応じた支払金相当額について、不当利得となるもの」と考えられている。[33]

因みに、ドイツ法の介入権制度においては、「複数の介入権者が介入したときは連帯して権利義務を有する」と解されている。[34]

3　死亡保険金の受取人と傷害疾病定額保険契約の受取人が別人である場合

(1)　保険実務上の取扱い

個人保険の死亡保障商品では、通常、生命保険と傷害疾病定額保険を組み合わせて設計されている。これにより、死亡保険金請求権と傷害疾病定額保険金請求権が競合し、それぞれの保険金受取人は異なることがありうる。たとえば、終身保険では、死亡保険金受取人と高度障害保険金受取人は別々であり、高度障害保険金受取人は、約款上被保険者とされることが通例である。かつ、傷害疾病定額保険は、前述のように特約として設計されているのがほとんどである。

そこで、主契約である死亡保険金受取人が介入権を行使しないうちに解除効力停止期間が満了することにより解約請求権が具体化されると、傷害疾病定額保険金請求権が実現しないまま保険契約は消滅してしまうという問題が生じうる。

保険実務上は、死亡保険金の受取人と傷害疾病定額保険契約の受取人かを問わず、上述「2」の場合の実務と同様な取扱い、すなわち、法により解除効力停止期間中に介入権者の適格要件および介入権の行使要件さえ満たした者から、介入権を行使した旨の通知を受領すれば、その者を介入権者として認識して手続を受理するという取扱いを採っている。

(2)　先行研究

先行研究上も、保険実務上の取扱いと同様な解釈がされている。筆者もこれが相当であると考える。その理論構成については、以下のとおり整理する。

定額保険を存続させ、死亡保険契約または傷害疾病定額保険の保険金受取人に対する生活保障的機能を維持することが介入権制度の趣旨である。死亡保険金受取人と傷害疾病定額保険金受取人に平等に介入権行使の機会を与えなけ

れば、死亡保険契約に係る介入権者が介入権を行使しなかった場合には、傷害疾病定額保険金受取人が不利益を被ることとなり、介入権制度の趣旨が図れなくなる。また、解除権者としても、どちらの保険金受取人が行使するかに関係なく解除権の効力の発生が停止され、介入権制度の適用があることになるから、通知日における支払金相当額の支払いを受けることができるのであれば、特段の不利益を受けることはないといえる。したがって、この場合には、死亡保険金受取人および傷害疾病定額保険金受取人のいずれも介入権者となることができ、前述「2」の場合と同様な取扱いで最初に法定の介入権の要件を満たした者の介入権が有効となるものと考えるべきである。(35)

4　死亡保険金の受取人と生存保険金の受取人が別人である場合

(1)　保険実務上の取扱い

生死混合保険契約において、たとえば、死亡保険金受取人と満期保険金受取人が異なる場合、満期保険金受取人に介入権行使が認められるかどうかという議論がなされている。

保険実務上は、満期保険金受取人を介入権者として認められず、介入権者は必ず死亡保険金受取人であることとし、かつ、生存給付に係る部分も含めた保険契約全体の解約返戻金等の範囲で解除権者に金額を支払わなければならないという取扱いを採っている。

(2)　先行研究

先行研究上は、満期保険受取人を介入権者とすることについて、以下のように否定論と肯定論が対立している。

ア　否定論

否定論は、生死混合保険契約に法六〇条一項の規定の適用を認めるものの、死亡保険金の受取人と生存保険金の受取人とが異なるときは、死亡保険金の受取人のみが介入権者になるとしている。満期保険金受取人については、生存保険契約を対象外とした趣旨から満期保険金受取人に介入権行使を認める必要性は乏しいことを根拠に挙げる。(36)

イ　肯定論

これに対し、肯定論は、法六〇条～六二条を類推適用して満期保険金受取人に介入権が認められるとし、その理由を次のように述べている。まず、養老保険において、死亡保険金と満期保険金の両方が不可分一体であり、死亡保険金受取人のみが介入権者となる場合には、死亡給付に係る部分だけを存続させることはできないこと。次に、満期保険金受取人に介入権を与えたとしても、解除権者にとってみれば、介入権が行使されるか否かに関係なく、解除効力停止期間が経過するまでは保険者から支払いを受けることができない点に変わりはないから特段の不利益を受けることはないこと。さらに、満期保険金受取人に介入権を認めれば、介入権を行使しうる者が増え、その者による介入権の行使によって早期に支払いを受ける可能性が生じ、メリットがあること。[37]

(3)　私見

肯定論は、利害関係者間の調整という角度からみて一理がある。しかし、満期保険金受取人についても、介入権者の要件を満たす必要があることはいうまでもなく、実際には保険契約者が満期保険金受取人になっていることが多いことから、このような議論には実益が少ないと考える。

(二)　解除効力停止期間中に保険金受取人が変更された場合

1　問題の所在

保険法は、介入権者の適格を判断する基準時は「通知の時」であるとしている（法六〇条・八九条二項本文前段括弧書）。しかし、通知後、すなわち解除効力停止期間中に保険金受取人が変更されたことにより変更後の保険金受取人が介入権者となりうるかどうかについて、条文上は必ずしも明らかではない。

2　保険実務上の取扱い

保険実務上は、解除効力停止期間中に送付された介入権行使の通知により、介入権を行使した者が保険契約者でなく、かつ保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者である保険金受取人と確認できれば足りるとしている。

3　先行研究

解除効力停止期間中に保険金受取人が変更されるのは以下のケースが考えられる。先行研究上は、(1)と(2)に関しては特段の議論はないが、(3)に関しては対立の見解がみられる。

(1)　保険金受取人が解除効力停止期間中に死亡したが、変更されなかったとき

保険契約者が死亡し、または生存しているが新たに保険金受取人を変更しない場合には、死亡した保険金受取人の相続人が新たな保険金受取人となるから（法四六条）、その相続人が介入権者になるものと解するのが相当であると考えられる。[38] もっとも、その相続人が生存している保険契約者自身である場合は、この限りではない。

(2)　保険金受取人が解除効力停止期間中に死亡したが、変更されたとき

保険契約者が生存し、かつ保険金受取人を変更した場合には、通知時の保険金受取人がもはや介入権を行使することができない以上、新たな保険金受取人が法定の要件を満たしているのであれば、介入権者になることを認めることが相当であると考えられる。[39]

(3)　保険金受取人が解除効力停止期間中に生存しているものの、変更されたとき

この場合に変更された者が介入権者になりうるか否かについて、先行研究上は、以下のように肯定論と否定論が対立している。

ア　肯定論

肯定論の理論構成は、次のとおりである。まず、保険法では、解除通知時における介入権者の有無に関係なく解除効力停止期間を設け、その間の介入権の行使を認められている。また、介入権制度の趣旨は保険金を生活原資とする

保険金受取人を保護し、死亡保険契約等の生活保障機能を維持するところにある。さらに、解除権者にとっても、解除効力停止期間経過後でなければ支払いを受けられなかったものが、新たな受取人に介入権の行使を認めることによって早期に支払いを受けられる可能性が生じることから不利益を被るものではない。以上を総合的に勘案し、通知時には所定の要件を満たしていた保険金受取人から解除効力停止期間中に当該要件を満たしている保険金受取人に変更された場合、または通知時には所定の要件を満たしていなかった保険金受取人が解除効力停止期間中に当該要件を満たした場合には、それぞれ変更後の保険金受取人に介入権の行使を認めるのが相当であるとする。逆に「解除通知時には所定の要件を満たしていたが、解除効力停止期間中に離婚するなどして親族要件を欠いた場合には、その後は介入権を行使できない」とする。[40]

イ　否定論

これに対し、否定論の理論構成は次のとおりである。[41] まず、条文上は「前項に規定する通知の時において」と明確に規定されていることから、介入権者は、解除通知がされた時において、法定要件をすべて満たしている保険金受取人に限定されると解釈するのが素直である。また、本条の趣旨が保険金受取人の生活保障等を担う保険契約を存続させることにあることから、介入権行使のために保険金受取人を変更することまで認める必要はなく、通知の時の保険金受取人を介入権者とすべきである。さらに、介入権者となりうる保険金受取人について、一ヶ月が経過して解除の効力が生じるまでの保険金受取人であり、解除の通知後に新たに保険金受取人となった者を含むとした場合、結局、一ヶ月が経過するまでは、介入権者が特定されないこととなり、場合によっては、介入権行使の期間がいたずらに失われる恐れも生じうる。

(4)　私見

介入権制度の趣旨に照らせば、肯定論の方がより説得力があり合理的であると考える。一方で、条文上、解除通知

時を基準として法定要件をすべて満たしている保険金受取人が介入権者であることは明らかである。介入権の規律は全体的に絶対的強行規定と整理されるのであれば、肯定説は強行規定に抵触することになる。ここには、規律の性質に由来する限界があると考える。[42]

㈢　受取人が内縁の配偶者である場合

1　保険法上の定めと保険実務上の取扱い

保険法は、介入権者になる者は「保険契約者若しくは被保険者の親族又は被保険者である者に限る」としている（法六〇条・八九条二項本文前段）。これは、すべての保険金受取人が介入権を行使できるわけではなく、生活保障的機能を維持するという介入権制度の趣旨からすれば、保険金受取人のうち、その生活保障に特に配慮する必要がある保険契約者または被保険者の親族である者に介入権の行使を認めれば足りるからであるとされる。ここにいう「親族」の範囲は、原則として民法七二五条により、①六親等内の血族、②配偶者、③三親等の姻族であるとされる。[43] ここには、いわゆる内縁関係にある者も親族に含まれるかという問題が生じうる。

保険実務上、相当数の保険会社は、内縁の配偶者は介入権者として認められない取扱いを採っている。

2　先行研究

先行研究上、介入権制度の趣旨は、保険契約者の親族等に対する死亡保険契約等の生活保障的機能を維持することにある。このような趣旨からすれば、内縁関係にとどまる者であったとしても、保険契約者または保険金受取人の親族と実質的に同様の生活実態にある者については、介入権制度の趣旨を及ぼすべきであると考え、実質的に親族関係と同視できる生活実態を有する内縁関係にある者は、解釈上、法六〇条・八九条二項の「親族」に含まれるものと解してよいとの見解がある。[44]

3　私見

私見としては、上記先行研究の見解に賛成する。昨今では、個性的なライフスタイルを重視し、事実上の結婚生活に入っていても、婚姻の届出をしていない、いわゆる事実婚の内縁関係を維持しているカップルが社会的に広がりつつある。これに対し社会からも一般的に理解が示されており、学説上[45]も立法上（たとえば、民法第九五八条の三等）も内縁の保護を重視する傾向がある。加えて、保険実務上、現に契約締結時に保険金受取人を内縁の配偶者と指定された場合は、総合的に審査したうえ認める取扱いを採っている。したがって、内縁が明らかに公序良俗に反した不倫関係ではなく、また、保険金受取人指定時に既に総合的に審査して認められた以上、内縁関係にある者も法六〇条二項または八九条二項の「親族」に含まれると解されることが相当であると考える。

五　介入権の行使に関する保険実務の対応について

㈠　介入権者が解除通知を知る機会の確保

保険法上は、解除権者から解除通知を受領した保険者がその事実を保険契約者または保険金受取人に通知すべきような義務を課す規定はない。しかし、受取人においては保険契約が解除された（またはされようとしている）事実および制度の存在を知らない場合が多いことから、介入権制度の趣旨を図り、介入権制度の実効性を確保するためには、可能な限り、解除権者が解除の通知をしたことおよび解除効力停止期間の末日を介入権者が知るための方策を用意することが望ましいという声があった[46]。

これを踏まえ、保険会社は、解除効力停止期間中に保険金受取人が迅速に介入権を行使できるように、解除権者か

ら解除通知（実務上、所定の解約請求書）を受領した場合、以下のように、保険契約者を通じて（保険者は、保険金受取人の住所まで管理していない場合が多いため）、保険金受取人に対し解除通知を受領したこと、解除権者に支払うべき金額、介入権行使の制度などを通知するような体制を採っている。[47]

① （保険契約者宛）解権者等からの解約請求書受領についてのお知らせ（解除権者、解約されようとする保険契約、解約請求書受付日、解約請求書受付日現在における解約返戻金額等、解約の効力発生日等を記載）。

② （保険金受取人宛）保険金等受取人による保険契約存続（介入権）についてのお知らせ（介入権者の要件、介入権の行使方法、介入権の行使期限、必要書類等を記載）。

③ （介入権者用）保険契約存続通知書用紙（保険金等受取人の署名・押印欄、保険契約者の同意欄、債権者の解約返戻金相当額受領の証明欄等あり）。

㈡ 介入権者から保険者に対する通知方式

保険法では、介入権者は介入権の行使に当たって、保険者に対し保険契約者の同意を得たこと、および解除権者に支払うべき金額を支払った旨を通知しなければならないとされている（法六〇条・八九条二項）。しかし、その通知の方法については、保険法上は制限が設けられていない。実務上、保険会社は、介入権者に対し書面による通知を求めている（上記㈠③参照）。

事後の関係者間の紛争および保険会社がその紛争に巻き込まれることの防止等の観点から、通知の形式が書面によるべき旨を約定することは、その内容が合理的であれば許されるものと考える。[48]

㈢　介入権行使の確認

実務上、保険会社は介入権に関する他の要件（保険契約者の同意の有無、介入権者の適格性、解除権者の介入権者からの支払われるべき金額の受領状況等）が充足されているかどうかについて、介入権者に以下の書類提出を求め、書類によって確認を行なっている。

①保険契約存続通知書

②保険金等受取人が保険契約者、被保険者の親族である事実が確認できるもの（たとえば、戸籍謄本等）

③保険金等受取人の印鑑証明書

④保険契約者の印鑑証明書

⑤債権者等の印鑑証明書（ただし、債権者等が公印使用の場合を除く。）

上記①において、保険契約者、解除権者の署名・押印により、保険契約者の同意の有無、通知者が保険金等受取人であること、および介入権者から解除権者への支払事実を確認する。解除権者の署名・押印がない場合には、支払事実が確認できるもの（たとえば、領収書等。むしろ多くの保険会社では領収書による支払事実の確認が一般的である。）の写しの提出を求めることとなっている。以上により、介入権が行使された事実を確認できれば、保険契約の存続を認めることとしている。

解約効力停止期間中に介入権が行使されなかった場合には、解約（解除）効力が発生する。保険会社は、解約手続を行ない、解除権者に通知日における支払金相当額を支払うこととなる。ここにいう解約効力の発生日は、実務上、解約請求書到着日の翌日から一ヶ月を経過した日（その日が非営業日の場合は翌営業日）とされている。

六　おわりに

介入権の行使には多くの利害関係者の利益が複雑に絡むため、簡明な制度を仕組むことは決して容易ではない。保険法に創設された介入権制度は、遺族等である保険金受取人の生活保護の必要性を重視しつつ、以下に列挙するようにほぼあらゆる関係者の利害を巧みに調整しており、本稿が検討した問題や、最後に指摘するような問題が残されているものの、全体としてはバランスの取れた立法的措置として評価することができると考える。

①介入権者と解除権者との利害関係――解除権者に対して一定の金額を支払うこと（法六〇条・八九条二項）。

②介入権者と保険契約者との利害関係――保険契約者の同意を得ること（法六〇条・八九条二項）。

③介入権者と保険者との利害関係――保険会社に対する通知をすること（法六〇条・八九条二項）。

④解除権者同士の利害関係――差押競合による供託（法六一条・九〇条）。

⑤保険者と解除権者との利害関係――解除効力の発生前に保険事故・給付事由が発生した場合の取扱い（法六二条・九一条）。

⑥さらに、解除の効力発生時期、介入権の行使要件などについて、民事執行法等の他の法制度との平仄も考慮している。

因みに、二〇一〇年四月より保険法が施行されてからの約一年間で介入権制度の利用件数はまだ多くないものの、保険法施行前に比べ、保険契約者側の債務返済により債権者が差押えの取下げを行なう件数が増える傾向がある。

もとより、保険法が創設した介入権制度には残された課題も多数内在している。以下の諸問題はその代表的なものである。

①介入権の実効性――介入権者の資金調達の困難性、介入権者が解除通知を知る機会の確保の限界。
②規律上の不透明な部分――生死混合契約、主契約・特約の組合せの契約の取扱いおよび規定の性質。
③権利濫用等の一般法理の適用可否――少額の債権の回収、またはわずかな解約返戻金請求権からの回収を企図して解除権を行使した場合における権利濫用等の一般法理による解除権行使の否定がなされなくなる可能性。
④解除が繰り返される懸念――保険契約者の地位が承継されないため、解除権者により次々と差押えがかかる恐れ。
⑤介入権者の求償権の有無――介入権者が債務者である保険契約者の代わりに解除権者に支払った金額についての保険契約者に対する求償権の有無、および介入権を行使しなかった他の保険金受取人に対するその受取割合に応じた求償権の有無。またその理論構成。

本稿では、その中の保険会社と関係する②の問題について考察してきたにすぎない。今後、介入権制度の利用を巡る判例の動向、学説の展開、保険実務上の運営整備などを注視し、残された他の課題を含め引き続き考察していきたいと考える。

また、本稿では、研究報告のみでなく、介入権制度の理論と保険実務との架け橋となることも意図した。保険法の研究者と保険会社の実務担当者に参考になるような議論ができていることを願っている。

（1）　大森忠夫「保険契約者の破産と受取人の介入権」大森忠夫＝三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』（有斐閣、一九五八年）一五九頁。
（2）　法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案（以下「中間試案」という。）の補足説明」（以下「補足説明」という。）八五頁参考。
（3）　法制審議会保険法部会会議第6回議事録（以下「第〇会議事録」という。）一一・二四頁、保険法部会資料（以下「部会

資料」という。）一二・二〜三頁、部会資料一九・一二〜一三頁、補足説明八五頁、髙山崇彦「保険金受取人の介入権」甘利公人＝山本哲生編『保険法の論点と展望』（商事法務、二〇〇九年）三〇〇頁等。

（4）大高満範編『生命保険の法律相談【改訂版】』（青林書院、二〇〇一年）一五七頁。

（5）部会資料一九・一三頁、補足説明八五頁。

（6）部会資料一二・三頁。

（7）部会資料一九・一三頁、補足説明八五頁。

（8）部会資料一九・一三頁。

（9）山崎哲央「債権者による債権保全・回収と介入権」『事業再生と債権管理』第一二二号（金融財政事情研究会、二〇〇八年）九二頁、遠山優治「契約当事者以外の者による解除の効力等（介入権）について」『生命保険論集』第一六五号（生命保険文化センター、二〇〇八年）一八八頁以下。

（10）Laun,S.19; Ehrenzweig, R.-O., S.438 等（大森・前掲注（1）一四八頁）。

（11）部会資料一九・一二頁。

（12）日本アクチュアリー会テキスト『保険一（生命保険）第二章』三六頁、遠山・前掲注（9）一八四頁。

（13）髙山・前掲注（3）二九八頁・注三。

（14）山下友信＝竹濱修＝洲崎博史＝山本哲生『保険法［第三版］』（有斐閣アルマ、二〇一〇年）三二四頁。

（15）遠山・前掲注（9）一八五頁。

（16）萩本修＝嶋寺基「契約当事者以外の者による解除の効力等」山下友信＝米山高生編『保険法解説——生命保険・傷害疾病定額保険』（有斐閣、二〇一〇年）六一七頁。

（17）第二三回議事録三三頁、萩本修編著『一問一答　保険法』（商事法務、二〇〇九年）二〇八頁。

（18）萩本＝嶋寺・前掲注（16）六三四頁以下。

（19）生命保険会社の取り扱う傷害疾病定額保険契約は、歴史的経緯もあり、その多くが特約として行われている。御田村卓司＝福地誠＝田中淳三『生保商品の変遷　アクチュアリーの果たした役割［改訂版］』（保険毎日新聞社、一九九六年）一一三頁。

（20）萩本修「新保険法——立案者の立場から——」『生命保険論集』第一六五号（生命保険文化センター、二〇〇八年）

三二頁。

(21) 遠山・前掲注（9）一八九頁以下。

(22) 髙山・前掲注（3）三一六頁。

(23) 遠山・前掲注（9）一九〇頁。

(24) 遠山・前掲注（9）一九〇頁、一九二頁・注五一。

(25) 大串淳子＝日本生命保険生命保険研究会編『解説保険法』（弘文堂、二〇〇八年）一三六頁、九二頁。

(26) 萩本・前掲注（17）二〇二頁。

(27) 明治安田生命約款。

(28) 大森忠夫『保険法』〔補訂版〕（有斐閣、一九九一年）三一二頁以下、髙山・前掲注（3）三一六頁。

(29) 髙山・前掲注（3）三一六頁。

(30) 髙山・前掲注（3）三一七頁以下。

(31) 中間試案前の段階までは、解除効力発生後の規律の設置案をセットで設けることが検討されていた（第六回議事録（一一頁以下）、部会資料七・一二頁）。しかし、その後、①そもそも解除の効力が生ずる前と後について、それぞれ異なる規律を設けることは複雑にすぎること、②解除の効力が生じた後に解除がされなかったものとみなすことは契約法上異例であること、③保険実務上混乱を生じさせやすく、かつ膨大なコスト増を保険者にもたらすことになりかねることから、最終的に解除の効力発生前の方策のみを設けることとなった（第一八回議事録四六頁以下）。

(32) 遠山・前掲注（9）一八七頁。

(33) 遠山・前掲注（9）一九二頁・注四四。

(34) Laun, S.72; Hagemann, S. 35 等（大森・前掲注（1）一五九頁）。

(35) 遠山・前掲注（9）一八八頁。

(36) 萩本＝嶋寺・前掲注（16）六二五頁、遠山・前掲注（9）一八九頁。

(37) 萩本・前掲注（17）二〇二頁。

(38) 萩本＝嶋寺・前掲注（16）六二四頁注一三。

(39) 山崎・前掲注（9）九二頁、遠山・前掲注（9）一八八頁。

(40) 高山・前掲注（3）三〇三頁注七。

(41) 萩本＝嶋寺・前掲注（16）六二四頁、遠山・前掲注（9）一七五頁以下。

(42) 保険法は、介入権規定の性質については明確に定めていないが、保険契約の解除の効力発生時期、介入権の行使期間、介入権の行使における効力要件・対抗要件、民事執行法等の他の法令に基づく手続きとの調整などについて規定するものであることから、いずれも（絶対的）強行規定（保険法の規定を一切変更できない条項）であると整理するとの説明がなされている（部会資料二六・一八頁、第二三回議事録一九頁以下）。学説上もこのように解され（萩本修＝坂本三郎＝冨田寛＝嶋寺基＝仁科秀隆「保険法の解説（5）NBL第八八八号（商事法務研究会、二〇〇八年）四二頁、福田弥夫＝古笛恵子編『逐条解説　改正保険法』（ぎょうせい、二〇〇八年）一九一頁、山崎・前掲注（9）九四頁、髙山・前掲注（3）三二二頁等）、逆にこれに反対する意見はみられない。しかし、介入権に関する規定がすべて絶対的な強行規定とされると、解釈問題は柔軟に解決できなくなるから、筆者は絶対的強行規定説には若干の疑問を抱いている。

(43) 中間試案二三頁注（二）。

(44) 髙山・前掲注（3）三〇二頁、萩本＝嶋寺・前掲注（16）六二四頁。

(45) 我妻栄『親族法』法律学全集23（有斐閣、一九八〇年）二〇七頁以下、中川高男『親族・相続法講義』（ミネルヴァ書房、一九八九年）八一頁以下、二宮周平『事実婚の現代的課題』（日本評論社、一九九〇年）、太田武男『現代の内縁問題』（有斐閣、一九九六年）等。

(46) 部会資料一八・一四頁、岡野谷知広「保険契約者の破産と介入権」落合誠一＝山下典孝編『新しい保険法の理論と実務（別冊金融・商事判例）』（経済法令研究会、二〇〇八）二三六頁等。

(47) ある保険会社の実務例による。「(三) 介入権行使の確認」の実務も同様。

(48) 髙山・前掲注（3）三〇六頁同旨。

李　鳴（リー　ミン）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　横浜国立大学大学院国際経済法学研究科修士課程
所属学会　日本保険学会
専攻領域　商法、保険法
主要著作　「保険金受取人指定・変更の立法に関する一考察――保険金受取人の死亡と保険金請求権の帰属について実務的視点からの問題提起――」『法学政治学論究』第八一号（二〇〇九年）
「第三者のためにする生命保険契約に関する考察――民法上の第三者のためにする契約等との比較――」『法学政治学論究』第八三号（二〇〇九年）